

第 9 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年12月2日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第261号の次に次の1号を加える。

(261)の2 家畜伝染病予防法第50条の規定による動物用生物学的製剤の使用の許可  
（同法第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に定める知事が認定する  
獣医師に対するものに限る。）に係る豚熱予防液の交付

豚熱予防液交付手数料 1頭1回につき 70円

第2条第1項第297号中「第2項」を「第3項」に、「第4条第1項第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、「2,000円」の次に「。ただし、旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合には、4,000円」を加え、同項第298号中「第4条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、同項第299号から第301号までを次のように改める。

(299)から(301)まで 削除

第3条の表第2条第1項第93号の2、第130号から第132号まで、第297号、第298号、第301号、第372号、第400号の4、第400号の7、第400号の8、第404号、第405号、第406号、第408号、第412号及び第483号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項ただし書の規定による通知を行ったときの保管場所標章の交付に係る部分を除く。）の手数料の項中「、第301号」を削り、同表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨ一ネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に次のように加える。

第2条第1項第261号の2の手数料	豚熱予防液の交	納付すべき手数料の額
	付を受けようと	を通知した日から15
	する者	日以内

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第261号の次に1号を加える改正規定、第3条の表第2条第1項第259号の手数料（家畜伝染病予防法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査（ヨ一ネ病の検査に限る。）に限る。）の項の次に1項を加える改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和5年3月27日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現にされている改正前の第2条第1項第301号に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第2条第1項第297号ただし書の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）による改正後の旅券法（昭和26年法律第267号）第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合における一般旅券の発給に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第273号から第275号までを次のように改める。

273 から 275 まで 削除

(提案理由)

旅券法（昭和26年法律第267号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。